



熊本県公報

第12119号
平成24年6月8日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課)	1
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の指定	(社会福祉課)	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の指定	(〃)	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の指定	(〃)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	5
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	5
○指定介護老人福祉施設の指定	(〃)	5
○道路の区域変更	(道路保全課)	5
○道路の区域変更	(〃)	5
○道路の区域変更	(〃)	6
公 告		
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	6
○熊本県県有林立木公売	(森林整備課)	6
○公共測量の終了	(監理課)	8
○基本測量の実施	(〃)	9
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画課)	9
○土地改良区役員の退任及び就任	(〃)	9
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見	(商工振興金融課)	10
登 載 依 頼		
○平成24年8月2日執行予定の熊本県有明海区及び天草不知 火海区漁業調整委員会委員一般選挙に係る立候補予定者説明 会の開催	(選挙管理委員会)	10
○平成24年度熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の開催	(薬務衛生課)	10
○熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ教室用コンピ ュータ及び関連機器の借入れ	(教育政策課)	11
○熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ教室用コンピ ュータ及び関連機器の借入れの参加資格等	(〃)	14

告 示

熊本県告示第756号
介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援
事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成24年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 そよ風の里 “ほたる” 上益城郡山都町今322番地1	社会福祉法人三和会	平成24年6月1日

熊本県告示第757号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

（短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
短期入所生活介護事業所 そよ風の里 “ほたる” 上益城郡山都町今322番地1	社会福祉法人三和会	平成24年6月1日

熊本県告示第758号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
短期入所生活介護事業所 そよ風の里 “ほたる” 上益城郡山都町今322番地1	社会福祉法人三和会	平成24年6月1日

熊本県告示第759号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター そよ風の里 “ほたる” 上益城郡山都町今322番地1	社会福祉法人三和会	平成24年6月1日

熊本県告示第760号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター そよ風の里 “ほたる” 上益城郡山都町今322番地1	社会福祉法人三和会	平成24年6月1日

熊本県告示第761号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年6月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
愛夢 菊池郡菊陽町大字津久礼173番地12	株式会社愛夢	平成23年6月1日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
愛夢 菊池郡菊陽町大字津久礼173番地12	株式会社愛夢	平成23年6月1日

熊本県告示第762号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
愛夢 菊池郡菊陽町大字津久礼173番地12	株式会社愛夢	平成23年6月1日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
愛夢 菊池郡菊陽町大字津久礼173番地12	株式会社愛夢	平成23年6月1日

熊本県告示第763号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社サークルケア 玉名市滑石字下839番地1	株式会社サークルケア	平成23年6月1日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社サークルケア 玉名市滑石字下839番地1	株式会社サークルケア	平成23年6月1日

熊本県告示第764号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社サークルケア 玉名市滑石字下839番地1	株式会社サークルケア	平成23年6月1日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社サークルケア 玉名市滑石字下839番地1	株式会社サークルケア	平成23年6月1日

熊本県告示第765号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のおり指定したので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
たいよう堂整骨院	浦 益次郎	山鹿市古閑558番地5	平成24年5月10日

熊本県告示第766号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のおり指定したので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
倫心館てもみ整骨院・鍼灸院	中川 寿一	玉名市六田19番地13	平成24年5月18日

熊本県告示第767号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のおり指定したので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
みゆき治療院	村上 美津枝	玉名市岩崎1045番地	平成24年5月28日
		玉名市横島町大園1033番地	

熊本県告示第768号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
白梅の杜短期入所生活介護事業所 水俣市古賀町2丁目5番32号	社会福祉法人白梅福祉会	平成24年6月1日

熊本県告示第769号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
白梅の杜短期入所生活介護事業所 水俣市古賀町2丁目5番32号	社会福祉法人白梅福祉会	平成24年6月1日

熊本県告示第770号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条の規定により公示する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護老人福祉施設）

施設の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
特別養護老人ホーム 白梅の杜 水俣市古賀町2丁目5番32号	社会福祉法人白梅福祉会	平成24年6月1日

熊本県告示第771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年6月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨村大字大瀬字平野 1112番1地先から 球磨村大字大瀬字黒那子 2534番1地先まで	前	11.1 ～ 45.7	2290.0	旧道移管
			後	13.0 ～ 47.2		
				13.0 ～ 47.2	1367.0	

2 区域を変更する期日 平成24年6月8日

熊本県告示第772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年6月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡宇 土線	八代市鏡町下村字北村開 1544番4地先から 八代市鏡町下村字南開 1444番地先まで	前	6.6 ～ 13.9	404.6	歩道整 備
			後	10.9 ～ 18.3	405.9	

2 区域を変更する期日 平成24年6月8日

熊本県告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年6月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡線	八代市平山新町字北割 5996番2地先から 同所 5996番2地先まで	前	12.3 ～ 15.1	2.9	施行承 認工事
			後	15.1 ～ 15.1	2.9	

2 区域を変更する期日 平成24年6月8日

公 告

熊本県公告第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市荒尾字西大谷4473番6、同4473番7、同4473番9、同4473番10、同4473番11、同4473番12、同4473番13、同4473番14、同4473番15、同4473番16、同4473番17、同4473番18、同4473番19、同4473番20、同4473番21、同4473番22、同4473番23、同4473番24、同4473番25、同4473番26、同4473番27、同4473番28、同4473番29、同4473番30、同4473番31、同4473番32、同4473番33、同4473番34及び同4473番35
7、310.77平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市大島103番地の2
有限会社 日新商会

熊本県公告第348号

次のとおり県有林立木を公売する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 物件の所在及び数量
(1) 主伐 阿蘇市興国造林蛇尾団地（50～51年生）
すぎ 12, 184本 3, 707.19立方メートル
ひのき 49本 24.57立方メートル

	ぎつ		3 1 7 本		7 6 . 0 1 立方メートル
(2)	計	阿蘇郡高森町講和記念造林大畑団地(19~58年生)	1 2, 5 5 0 本	3, 8 0 7 . 7 7	立方メートル
	主伐		1, 5 2 1 本	1, 0 5 9 . 7 3	立方メートル
	すぎ				
	ひのき		6 1 本	5 2 . 3 8	立方メートル
	まつ		5 8 本	2 8 . 4 4	立方メートル
	くぬぎ		9 0 2 本	4 5 . 7 9	立方メートル
	ぎつ		1 8 7 本	2 9 . 6 0	立方メートル
(3)	計	阿蘇郡高森町御大礼記念模範林祭場団地・興国造林中広木団地(21~70年生)	2, 7 2 9 本	1, 2 1 5 . 9 4	立方メートル
	主伐				
	すぎ		6, 0 4 0 本	5, 8 1 4 . 7 5	立方メートル
	ひのき		1 3 2 本	9 3 . 2 9	立方メートル
	まつ		1 2 0 本	3 7 . 7 0	立方メートル
	くぬぎ		4, 7 5 0 本	2 7 6 . 6 3	立方メートル
	ぎつ		5 2 5 本	1 1 0 . 4 5	立方メートル
(4)	計	阿蘇郡高森町御大礼記念模範林清栄山A団地(54~70年生)	1 1, 5 6 7 本	6, 3 3 2 . 8 2	立方メートル
	主伐		5, 2 0 8 本	3, 0 0 5 . 9 6	立方メートル
	すぎ		5, 9 1 1 本	5 6 2 . 6 1	立方メートル
	ひのき		1 8 8 本	4 7 . 2 9	立方メートル
	ぎつ		6, 3 0 7 本	3, 6 1 5 . 8 6	立方メートル
(5)	計	阿蘇郡高森町御大礼記念模範林清栄山B団地(59年生)	6, 8 5 9 本	2, 6 7 9 . 6 3	立方メートル
	主伐				
	すぎ		3 3 本	2 5 . 9 6	立方メートル
	ひのき		7 1 本	8 . 1 4	立方メートル
	まつ		6, 9 6 3 本	2, 7 1 3 . 7 3	立方メートル
(6)	計	阿蘇郡高森町講和記念造林黒岩団地(53~68年生)	7, 6 5 0 本	5, 2 6 5 . 4 7	立方メートル
	主伐		1, 0 0 5 本	7 1 2 . 0 8	立方メートル
	すぎ		4 本	0 . 8 4	立方メートル
	ひのき		4 7 9 本	9 4 . 4 4	立方メートル
	まつ		9, 1 3 8 本	6, 0 7 2 . 8 3	立方メートル
(7)	計	上益城郡山都町講和記念造林御所団地(49~60年生)	1 7, 4 8 5 本	1 0, 0 4 9 . 5 6	立方メートル
	主伐				
	すぎ		2 1 本	1 1 . 8 2	立方メートル
	ひのき		5 1 本	1 0 . 4 7	立方メートル
	まつ		1 7, 5 5 7 本	1 0, 0 7 1 . 8 5	立方メートル
(8)	計	球磨郡水上村講和記念造林上古川団地(58~60年生)	2, 2 0 8 本	1, 5 0 3 . 4 0	立方メートル
	主伐				
	すぎ		1 1 本	4 . 6 7	立方メートル
	ひのき		1 2 本	1 2 . 3 1	立方メートル
	まつ		2, 2 3 1 本	1, 5 2 0 . 3 8	立方メートル
(9)	計	球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内A団地(43~71年生)	8, 9 6 6 本	8, 8 7 1 . 1 5	立方メートル
	主伐				
	すぎ		1 6 本	6 . 9 3	立方メートル
	ひのき		5 1 本	4 3 . 4 8	立方メートル
	まつ		1 2 本	1 2 . 6 4	立方メートル
	けやき		8 9 本	4 1 . 3 6	立方メートル
	ぎつ		9, 1 3 4 本	8, 9 7 5 . 5 6	立方メートル
(10)	計	球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内B団地(54~56年生)	4, 1 5 6 本	2, 5 9 5 . 9 2	立方メートル
	主伐		1 1, 0 5 4 本	4, 9 8 5 . 5 2	立方メートル
	すぎ		6 本	5 . 4 5	立方メートル
	ひのき		3 本	2 . 3 9	立方メートル
	まつ		1 本	1 . 1 2	立方メートル
	けやき		8 7 本	3 3 . 3 1	立方メートル
	もみ		1 5, 3 0 7 本	7, 6 2 3 . 7 1	立方メートル
(11)	計	球磨郡水上村県設模範林市房団地(54~63年生)(SGEC認証森林)	1, 2 8 0 本	1, 9 8 5 . 3 3	立方メートル
	主伐		1, 1 7 1 本	1 4 4 . 9 5	立方メートル
	すぎ		1 本	1 . 4 9	立方メートル
	ひのき		1, 4 5 2 本	2, 1 3 1 . 7 7	立方メートル
	まつ				

2 入札参加資格

木材業又は製材業を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過去2年以内に木材取引の実績のある者
 - (2) 過去2年以内に熊本県が行った県有林立木処分に係る入札に参加した者
 - (3) 林業事業体として認定を受けている者
 - (4) 一般社団法人熊本県木材協会連合会の木材業者及び製材業者会員登録を行っている者
- 3 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時
平成24年7月26日(木) 午前10時入札 即時開札
 - (2) 場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階入札室
- 4 入札保証金
競争入札に参加しようとする者は、入札執行の際、入札見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。また、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は熊本県に帰属する。
- 5 無効入札に関する事項
入札に参加する資格のない者が行った入札及び10の注意事項に違反した入札は、無効とする。
- 6 契約締結期限
契約締結の期限は、平成24年8月1日(水)とする。
- 7 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。
- 8 物件の搬出期限
物件の搬出期限は、平成26年3月31日(月)とする。
- 9 現場説明の日時及び集合場所
- (1) 阿蘇市興国造林蛇尾団地
平成24年7月3日(火) 午前10時 阿蘇市「米塚下園地駐車場」
 - (2) 阿蘇郡高森町講和記念造林大畑団地、御大礼記念造林祭場団地、興国造林中広木団地
平成24年7月3日(火) 午後1時 阿蘇郡高森町「阿蘇森林組合高森支所駐車場」
 - (3) 阿蘇郡高森町御大礼記念模範林清栄山A団地、清栄山B団地、講和記念造林黒岩団地
平成24年7月5日(木) 午前10時 阿蘇郡高森町「阿蘇森林組合高森支所駐車場」
 - (4) 上益城郡山都町講和記念造林御所団地
平成24年7月5日(木) 午後2時 上益城郡山都町「道の駅通潤橋駐車場」
 - (5) 球磨郡水上村講和記念造林上古川団地、県設模範林市房団地
平成24年7月9日(月) 午前10時 球磨郡水上村「水上村役場駐車場」
 - (6) 球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内A団地、岩野川内B団地
平成24年7月9日(月) 午後1時 球磨郡水上村「水上村役場駐車場」
- 10 注意事項
- (1) 入札希望者は、当該物件を熟覧し、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)及び熊本県県有林立木等売却代金の延納に関する規則(昭和32年熊本県規則第51号)を承知のうえ入札すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
 - (3) 郵便による入札は、認めない。
 - (4) 入札当日、応札者で2の(1)に該当するものは、木材取引に係る契約書の写し等(市場の出荷証明書等を含む。)を持参すること。
- 11 問合せ先
詳細については、熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班又は最寄りの熊本県の地域振興局農林部林務課若しくは森林保全課に問い合わせること。

熊本県公告第349号

平成24年1月17日付け熊本県公告第11号にて公告した公共測量が終了したので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき公告する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（県営豊川南部地区経営体育成基盤整備事業基準点測量）	平成23年12月22日から 平成24年3月12日まで	宇城市松橋町浅川地内

熊本県公告第350号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長より次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量	平成24年5月25日から 平成25年3月29日まで	熊本県全域

熊本県公告第351号

宇土市に事務所を置く走潟土地改良区理事長田代洋一から平成24年4月19日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年5月30日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第352号

熊本市に事務所を置く杉上土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	南部 吉勝	熊本市南区城南町今吉野463番地2
理事	陣 榮一	熊本市南区城南町丹生宮877番地5
理事	川口 忠孝	熊本市南区城南町築地843番地
理事	大石 行登	熊本市南区城南町坂野700番地
理事	高濱 勝也	熊本市南区城南町坂野2067番地
理事	倉岡 三嘉	熊本市南区城南町今吉野777番地
理事	坂井 健一	熊本市南区城南町千町1180番地
理事	東矢 重秋	熊本市南区城南町千町2026番地1
理事	鋤野 一隆	熊本市南区城南町永1269番地
理事	土持 敏男	熊本市南区城南町高267番地
理事	亀井 和也	熊本市南区城南町赤見1423番地
理事	中野 文成	熊本市南区城南町碓878番地3
監事	松本 隆博	熊本市南区城南町坂野430番地1
監事	鈴木 敬一	熊本市南区城南町永1422番地
就任		
理事	陣 榮一	熊本市南区城南町丹生宮877番地5
理事	倉岡 三嘉	熊本市南区城南町今吉野777番地
理事	中口 昭一	熊本市南区城南町築地719番地
理事	土持 敏男	熊本市南区城南町高267番地
理事	高濱 勝也	熊本市南区城南町坂野2067番地
理事	伊津野 亨	熊本市南区城南町赤見1636番地
理事	中野 文成	熊本市南区城南町碓878番地3

理事	塚本 勝	熊本市南区城南町坂野745番地
理事	南部 正生	熊本市南区城南町今吉野457番地
理事	坂井 健一	熊本市南区城南町千町1180番地
理事	河原 鐵重	熊本市南区城南町千町2228番地3
理事	鈴木 勉	熊本市南区城南町永1432番地
監事	田中 勝朗	熊本市南区城南町碓336番地
監事	竹田 裕二	熊本市南区城南町坂野2044番地

熊本県公告第353号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成23年12月19日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により高森町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成24年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレイン高森店
阿蘇郡高森町高森2216番地
- 2 高森町の意見の概要
現在の店舗でも出入口での交通事故が多発しているため、店舗面積の増床にあたり、事故対策及び渋滞の対応と景観の配慮を要望する。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び阿蘇城地域振興局総務部総務振興課
平成24年6月8日から平成24年7月8日まで

登載依頼**熊本県選挙管理委員会公告第2号**

熊本県有明海区漁業調整委員会委員一般選挙及び天草不知火海区漁業調整委員会委員一般選挙における立候補手続等について、次のとおり説明会を行います。

平成24年6月8日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

- 1 日時 平成24年7月10日（火）午後1時30分から
- 2 場所 熊本県庁新館2階201会議室
- 3 問合せ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村局市町村行政課選挙班）
（電話 096-333-2104）

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会公告第1号

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の会議を次のとおり開催します。

平成24年5月25日

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会
会長 瀬尾 量

- 1 開催日時
平成24年6月28日（木）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
熊本テルサ
- 3 議題
(1) 後発医薬品に関する取組み状況について
(2) その他
(3) 意見交換等
- 4 傍聴者の定員 10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

- 6 問合せ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会事務局（熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課
 監視麻薬班）
 電話 096-383-1111（内線7164）

熊本県教育委員会公告第5号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。
 平成24年6月8日

熊本県教育長 田崎 龍一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ教室用コンピュータ及び関連機器の借入れ
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
 熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）
- (3) 借入物品及び数量
 ア 教育用コンピュータ 188セット
 イ その他周辺機器及びソフトウェア
- (4) 借入物品の規格、品質など
 入札説明書及び要求仕様書による。
- (5) 借入期間
 平成24年9月1日から平成29年8月31日まで
- (6) 納入場所
 要求仕様書別紙1による
- (7) 入札方式
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4（3）アの電子入札システムによる入札期間に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたもの限り、紙入札により入札するものとする。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる場合
 イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている場合
 ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している場合
- (8) 入札金額
 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。
 なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 次の（1）から（5）までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（OA機器類）」に登録された者であること。
- ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間
 公告の日から平成24年7月3日（火）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
 熊本県出納局管理調達課管理審査班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
 イの提出先へ持参又は郵送とする。郵送の場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の

- 申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品が要求仕様書に示す仕様に適合していること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 仕様適合証明願
なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)ア及びイに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、当該書類の目録を電子入札システムで提出し、当該書類を書面で提出期間内に郵送又は持参により提出すること。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成24年7月10日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札説明書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において行う。
- (2) 入札説明会
ア 日時 平成24年6月14日（木） 午前10時
イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館8階801会議室
- (3) 入札の方法等
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成24年7月18日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成24年7月19日（木） 午前10時
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成24年7月18日（水）までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「業務名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「業務名称」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書

の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効
 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号に該当する入札
 イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札において契約権限のない者のICカードを使用して行った入札
 エ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

- (7) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (8) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (9) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否

要

- (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して14日を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

- (4) 契約保証金

契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること

(本公告に係る入札・契約担当部局) 1 (2) のとおり

熊本県教育庁教育政策課広報・情報班

電話番号 096-333-2674

ファックス番号 096-384-1509

- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること

熊本県出納局管理調達課 管理審査班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of commodity
 A set of personal computers for education
 188 personal computers
 peripheral equipments and softwares

- (2) Deadline to supply commodity
 August 31th 2012

- (3) Place to supply commodity
 Shown in the bid explanation form

- (4) Date and place to submit bidding proposal
July 19th 2012 10:00 am
Educational Policy Division,
7th floor, New building Prefectural Office of Kumamoto
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail
July 18th 2012
- (6) Language and currency to be used
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract
Educational Policy Division
Board of Education Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 862-8609 Japan
Phone: 096-333-2674

熊本県教育委員会告示第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成24年6月8日

熊本県教育長 田崎 龍一

1 競争入札に付する事項

熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ教室用コンピュータ及び関連機器の借入れ

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（OA機器類）」に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理審査班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成24年7月3日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成26年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成26年1月4日から平成26年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。